

発議案第6号

木嶋晴一議員に対する議員辞職勧告決議について

長生村議会会議規則（平成21年議会規則第1号）第13条第1項の規定に基づき、議員辞職勧告決議案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月7日

提出者

長生村議会議員	阿部市郎
長生村議会議員	小倉利一
長生村議会議員	阿口昭
長生村議会議員	関夏也
長生村議会議員	井下田政美
長生村議会議員	石井俊雄
長生村議会議員	岩坂研二
長生村議会議員	岡本高直
長生村議会議員	石川忠夫
長生村議会議員	矢部文美
長生村議会議員	野口康宏

長生村議会議長 東間 永次 様

木嶋晴一議員に対する議員辞職勧告決議

我々、長生村議会議員は、村民から負託を受けた者として、一人ひとりがその職責を自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、村政の発展と村民福祉の向上に努めなければならない。

また、議員は、議会の品位を重んじなければならないとされている。

しかし、木嶋晴一議員は4月7日の深夜、東間議長が車内で村役場女性職員に対しケガを負わせた傷害事件の際に、隣に座っていたにもかかわらず制止することができなかった。同乗者のなかで、この事件を抑えられる立場にいたのは、議長の補佐役である木嶋副議長であった。

現職議長の逮捕は村議会始まって以来の不祥事であり、女性への暴行は許されるものではなく、暴行を制止することができなかった木嶋議員も同様に許されるものではない。

この事実は、テレビや新聞などで報道され、村民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられている。

木嶋議員が記者会見において、事件の真相を語らず、議長の暴行を止められなかったことを謝罪もしていない。

このことは村議会の名誉と権威を著しく失墜させ、村民の政治不信を招き信頼を大きく裏切る行為となった。

議員職にとどまることは、村民感情からして許されるものではない。引き続き事件の真相を究明することが求められる。

よって、木嶋晴一議員に対して、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年6月7日

長生村議会